

令和 4 年第 1 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 12）

堺 市

目 次

	頁
諮問第 1 号 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の返還金に関する 督促処分に係る審査請求の裁決について……………	3

令和4年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年3月24日
堺市長 永藤英機

諮問第 1 号 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の返還金に関する
督促処分に係る審査請求の裁決について

児童福祉法に基づく障害児通所給付費の返還金に関する督促処分に係る審査請求の裁決について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に基づく障害児通所給付費の返還金に関する督促処分に係る審査請求に対し、次のとおり裁決することについて、意見を求める。

1 審査請求人

堺市西区浜寺船尾町西 2 丁 79 番地の 1 浜寺団地 3 棟 57 号
有限会社 AYANO
取締役 綾野 信八

2 審査請求の趣旨

堺市（以下「処分庁」という。）が行った法第 57 条の 2 第 2 項に基づく返還金の加算金分に対する督促処分（平成 30 年 11 月 7 日付け堺子家第 2512 号）及び法第 57 条の 2 第 2 項に基づく返還金の給付金分に対する督促処分（平成 31 年 2 月 5 日付け堺子家第 3342 号）を取り消すとの裁決を求める。

3 事案の概要

(1) はじめに

本件は、処分庁が、審査請求人に対して、法第 57 条の 2 第 2 項に基づき審査請求人に給付した障害児通所給付費の返還及び加算金の支払を求める返還処分（以下「本件処分 1」という。）、本件処分 1 の給付費の返還方法の変更を通知する処分（以下「本件処分 2」という。）、本件処分 1 の加算金に係る督促処分（以下「本件処分 3」という。）、返還方法の変更後の給付費に係る督促処分（以下「本件処分 4」という。）に対して、審査請求人が、本件処分 1 の基礎となる違反や不正請求の事実はないから、本件処分 1、本件処分 2、それに基づく本件処分 3 及び本件処分 4 は違法であるとして、その取消しを求めて、審査請求をした事案である。

なお、本件処分 1 及び本件処分 2 に対する審査請求については、行政不服審査会へ諮

問し（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項）、令和 4 年 3 月 9 日付けで、棄却すべきとの答申が出たところである。これらを除く、本件処分 3 及び本件処分 4 について、市議会へ諮問する（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項）ものであるが、これら処分は、本件処分 1 及び本件処分 2 が前提となっていることから、本件処分 1 及び本件処分 2 の経緯等についても、当該答申の一部を引用し、記載する。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

ア 実地指導（平成 30 年 4 月 26 日）

処分庁は、審査請求人に対し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 29 日付け実地指導通知を行った後、平成 30 年 4 月 26 日、審査請求人が運営する事業所である S-ONE 放課後等デイサービスの実地指導を行った。

実地指導において、処分庁担当者が、関係書類を確認したところ、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「基準」という。）の違反が疑われた。

イ 監査（平成 30 年 4 月 26 日）

処分庁は、直ちに、当該基準違反について、さらなる検査が必要なため、法第 21 条の 5 の 22 の規定に基づき、監査を行い、従業者に対する質問及び帳簿書類の検査を開始した。

その後に、処分庁は、平成 30 年 4 月 26 日付け堺子家第 313 号にて監査通知を審査請求人に交付した。

その後、上記の実地指導ないし監査において指摘された事項について、審査請求人からは改善に係る報告などは、処分庁に対してはなされなかった。

ウ これに対し、審査請求人は、処分庁に対し、平成 30 年 6 月 8 日付けで、S-ONE 放課後等デイサービスに係る指定障害児通所事業者の指定について、平成 30 年 7 月 7 日から事業所休止の届出を行った。

エ 本件処分 1（平成 30 年 8 月 22 日付け堺子家第 1684 号）

処分庁は、審査請求人に障害児通所給付費についての不適正な請求を認めたことから、本件処分 1 を行った。

(ア) 処分の内容

法第 57 条の 2 第 2 項の規定に基づく障害児通所給付部分（金 702 万 5507 円）及び同加算金部分（金 281 万 202 円）合計金 983 万 5709 円の返還処分

本件処分1における返還方法は、障害児通所給付部分（金702万5507円）については過誤申立てによる返還（将来の給付金から減額による分割にての返還）であり、同加算金部分（金281万202円）については納付書による一括納付による返還である。

(イ) 処分の理由

審査請求人に法第21条の5の24第1項第5号に該当する以下の不正請求があった。

① 平成27年6月から平成30年3月まで、2名の指導員又は保育士（内1名は常勤）が営業時間中に配置されていなかったにもかかわらず、人員欠如減算せず請求し、受領していた（処分理由①）。

② 平成28年4月から平成30年3月まで児童発達支援管理責任者を営業時間内に配置していないにもかかわらず、児童発達支援管理責任者専任加算を請求し、受領していた（処分理由②）。

③ 平成27年6月から平成28年3月まで個別支援計画の作成、交付がされていないにもかかわらず、減算せず請求し、受領していた。

また、平成28年7月から平成30年3月までは、基準に定められた一連の手順に沿って作成されていないにもかかわらず、減算せず請求し、受領していた（処分理由③）。

オ 指定の全部の効力停止処分

処分庁は、審査請求人につき法第21条の5の24第1項第3号から第5号までに該当すると認めたため、平成30年9月26日付け堺子家第2029号にて、審査請求人において放課後デイサービスを実施するS-ONE放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の全部の効力の停止処分（3か月）を行った。

カ 事業廃止の届出

審査請求人は、処分庁に対し、平成30年10月2日付けで、S-ONE放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定について、事業所廃止の届出を行った。

キ 処分庁は、平成30年11月7日付けで本件処分2及び本件処分3を行った。

(ア) 本件処分2（平成30年11月7日付け堺子家第2511号）の内容

審査請求人が、上記の事業所廃止の届出を出したことにより、本件処分1のうち障害児通所給付部分（金702万5507円）の返還について、将来の給付金からの減額による過誤納付の方法による返還の方法を取ることができなくなったことから、その返還方法を一括返還の方法に変更するための返還方法の変更処分

(イ) 本件処分3(平成30年11月7日付け堺子家第2512号)の内容

本件処分1のうち加算金部分(金281万202円)について、審査請求人から所定の期限(同年10月12日)までに支払がなされなかったことに基づく督促処分
ク 処分庁は、平成31年2月5日付けで本件処分4を行った。

(ア) 本件処分4(平成31年2月5日付け堺子家第3342号)の内容

本件処分2において、返還方法を一括返還の方法に変更した後の障害児通所給付部分(金702万5507円)につき、審査請求人から、所定の期限(平成30年12月14日)までに支払がなされなかったことに基づく督促処分

4 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 本件処分1の理由について

(ア) 処分理由①及び処分理由②について

平成30年4月26日の指導及び監査において処分庁が取得した証拠は、違法な証拠で排除されるべきである。

仮に、証拠能力が認められるとしても、提出されたのは、平成27年6月分から平成28年3月分までの指導員の出勤簿、平成30年4月分の職員のタイムカードのみである。これに対して本件処分の対象となっている期間は平成27年6月から平成30年3月であり、同期間にかかる証拠はない。

また、平成28年7月から平成30年3月までの児童発達支援管理責任者を選任で配置していなかったことについても、担当職員が当初から非常勤であったことも含め、この間の出勤簿の提出はないから、これを裏付ける証拠はない。

(イ) 処分理由③について

平成27年6月から平成28年3月までは、前任者である児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成・交付していたものの、同人が退職した際に廃棄処分したために、提出できなかったに過ぎない。

また、平成28年7月から平成30年3月までは、児童発達支援管理責任者が、適切な個別支援計画を作成している。

イ 不正請求について

審査請求人には、本件処分1の理由に係る違反が認められないので、不正請求には該当しない。

ウ 監査の違法

平成 30 年 4 月 26 日の監査は、監査の必要性がなく、事前の通知をしていない違法な監査であるから、そこで収集された証拠は排除されるべきである。

エ 預かり証のない証拠

本審査請求においても、処分庁からは、平成 30 年 4 月 26 日付け預かり証に記載のない書類も提出されている。かかる証拠は、違法収集証拠であり、排除されるべきである。

オ 権限濫用ないし裁量逸脱

(ア) 本件以前に長期に実地指導を行わなかったこと

処分庁は、これまで一度も実地指導に入ることなく何年も放置しながら、突然実地指導に入り、いきなり業務停止 3 か月という重い処分をした。

改善する機会を与えないまま、いきなり業務停止 3 か月、全期間の支給費の返還を求めるという重い処分を課したことは、あまりにひどすぎ、処分庁の権限を濫用したものである。

(イ) 人員基準違反のある他の事業者の存在

本件処分理由①及び②に係る人員基準違反があったとしても、そのような形で運営している業者は多数あるから、審査請求人だけ、その違反を指摘されるべきではない。

(ウ) 報復的措置であること

本件処分は、審査請求人が任意団体である「さかいし放課後等連絡会」に加入していないことを理由とする報復的措置である。

(エ) 威圧的な調査のため、廃業届の提出を余儀なくされたこと

処分庁による威圧的な調査のため、児童発達支援管理責任者であった職員が退職した。

その後、その代わりとなる児童発達支援管理責任者を雇うことができなかったため、廃業届出を提出し、事業を停止せざるを得なくなった。

(2) 処分庁の主張

以下のことから、審査請求人の主張は、失当である。

ア 本件処分 1 ないし本件処分 3 の処分の理由（処分理由①ないし③）について

本件処分 1 ないし本件処分 3 の理由については、上記処分理由①ないし③によるものであり、いずれも適法かつ相当である。

処分庁は、平成 30 年 4 月 26 日、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定に基づき適法に行われた監査（平成 30 年 4 月 26 日付け堺子家第 313 号）において、従業者に対する質問及び帳簿書類の検査を行い、その結果により、本件処分 1 の原因となる事実を認定している。

計画を含め当該期間に係る根拠資料が存在せず、かつ、計画作成の一連の作業がなされていないことから、審査請求人の主張する事実は、認められない。

また、審査請求人が人員基準違反、運営基準違反及び不正請求を行っていることは関係者の供述、審査請求人代表者の事情聴取結果からも明らかである。

イ 不正請求でないことに対する反論

給付費の請求は、法令、関係通知の規定を熟知して、その上で、積極的に請求を行う性質のものであり、基準を満たしていないのに減算をせず請求行為を行うことは、実地指導の有無にかかわらず、不正請求である。

ウ 監査の違法に対する反論

処分庁は、平成 30 年 4 月 26 日に行われた法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定に基づく監査（平成 30 年 4 月 26 日付け堺子家第 313 号）において、従業者に対する質問及び帳簿書類の検査を行ったが、これらに違法又は不当な点はない。

この適法に行われた監査において、従業者からの聴取及び関係書類の検査を行い、その結果により、本件処分 1 の原因となる事実を認定している。

なお、処分庁の職員に、審査請求人が主張するような実地指導・監査に際しての威圧的な言動等の事実はない。

また、事前の通知・通告についても、処分庁が監査を行うことについて、文書又は口頭で事業者の代表者に通知又は通告を行うことは、法定の義務的手続ではないが、通常行われるところ、処分庁職員が事業者の所在地において、事業者の代表者に会わない場合において、その使用人その他の従業者であって、監査の通知又は通告を受けることについて相当のわきまえのあるものが通知又は通告を受けることを拒まなるときは、これらの者に通知又は通告をすることができるのは当然のことである。

さらに、監査において事前の通告を行うことは要件とされておらず（法第 21 条の 5 の 22 第 1 項）、無通告での監査（抜き打ちの監査）もあるから、違法な監査ではない。

著しく不正な請求と認められる場合等においては、実地指導を中止し、直ちに監査を行うこともまた広く行われている。

本件では、処分庁職員が審査請求人に電話にて通告及び帳簿書類の預かりについて説明を行い、審査請求人が了知している上、さらには、審査請求人の従業者であり、児童発達支援管理責任者である職員にも通告を行っていることから、本件監査に違法又は不当な点はない。

エ 預かり証のない証拠の主張に対する反論

監査実施時において物件の提出を命じた場合に預かり証を交付するのは、便宜上のものであって、法令上の義務ではないから、そもそも預かり証の記載の有無が監査手続の違法を基礎づけることはない。

また、審査請求人の指摘する当該出勤簿は、審査請求人従業員が平成 30 年 7 月 30 日に処分庁に出頭して提出したものである。

当該タイムカードについては、監査の当日、監査の現場において、処分庁職員の要求に対して、審査請求人従業員が任意で写しを提出したものであり、原本を預かったものではないから、預かり書には記載していない。

オ 権限濫用に対する反論

(ア) 実地指導を行わなかったことに対する反論

審査請求人は、過去に実地指導を行わなかったことを理由としているが、過去に実地指導を行っている事実は、法第 57 条の 2 第 2 項の規定による返還処分の要件ではない。

(イ) 人員基準違反のある他の事業者の存在に対する反論

審査請求人の主張は、その意味するところが明らかではないが、他の事業者も人員基準に違反していること及び過去に審査請求人に実地指導を行っているかどうかは、本件処分 1 の適法性及び相当性とは何ら関係のない事柄である。

(ウ) 報復的措置であることに対する反論

審査請求人の主張は、その意味するところが明らかではないが、任意団体である「さかいし放課後等連絡会」（正しくは「さかい障がい児放課後連絡会」）に加入しているか否かは、本件処分 1 とは何ら関係のない事柄である。

(エ) 「威圧的な調査のため、廃業届提出を余儀なくされたこと」に対する反論

審査請求人が平成 30 年 10 月 2 日付けで行った事業所廃止の事実は、本件処分 1 ないし本件処分 3 の適法性及び相当性とは関係のない事実である。

また、その余の審査請求人の主張は、その真否を問わず、本件処分 1 ないし本件処分 3 とは何ら関係のない事柄である。

カ 本件処分4に対する弁明

本件処分3と本件処分4は別個の行政処分であって、本件処分3の違法性は本件処分4には承継されない。

仮にこの点を置くとしても、本件処分3は上記のとおり適法であり、本件処分4にかかる審査請求は失当であり、棄却されるべきである。

5 裁決しようとする主文及び理由

(1) 主文

本件審査請求を棄却する。

(2) 理由

本件審査請求は、以下のとおり理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定を適用して、棄却されるべきものである。

ア 本件処分1の適法性について

(ア) 障害児通所給付費（障害児通所給付部分及び加算金部分）の返還処分に係る本件処分1については、上記「事案の概要」に記載した「処分の理由」のとおり、審査請求人に法第21条の5の24第1項第5号に該当する不正請求があったことが認められる。

(イ) 上記不正請求の認定の理由

① 処分理由①（人員基準違反）について

令和元年6月3日付け弁明書添付の証拠書類によると、平成27年6月から平成30年3月まで、2名の指導員又は保育士（内1名は常勤）を営業時間中に配置していなかったが、人員欠如減算せず請求し受領していた。

② 処分理由②（児童発達支援管理責任者の専任加算要件の欠如）について

令和元年6月3日付け弁明書添付の証拠書類によると、平成28年4月以後については、児童発達支援管理責任者とされる職員は、当初から非常勤として勤務し、ヘルパーも兼務していたことから、平成28年4月から平成30年3月まで児童発達支援管理責任者を営業時間内に配置していないにもかかわらず児童発達支援管理責任者専任加算を請求し受領していた。

③ 処分理由③（個別計画書に係る計画未作成）

個別支援計画書は、児童発達支援管理責任者により、所定の基準及び手続に沿って作成及び交付される必要があるが、平成27年6月から平成28年3月までの

期間については、一切の書類がなく、計画が法令所定の手続に沿った作成及び交付されていないから、かかる点において減算要件に該当する。

また、平成 28 年 4 月からは、児童発達支援管理責任者とされる職員は非常勤であり、児童発達支援管理責任者と認められないため、個別支援計画書が児童発達支援管理責任者により作成されたとみる余地がなく、かかる点において減算要件に該当するところ、減算せずに請求していた。

(ウ) 証拠に関する審査請求人の反論について

本件の処分の該当期間全てについては、審査請求人において、法に従い資料を適切に保管することが求められているところである。

そして、本審査請求においても、給付の要件に該当する事実を裏付ける証拠の提出を本審査請求において提出するかとの審理員からの問いかけに対して、審査請求人は、該当期間について、人員配置等を適法に行ったことを裏付ける資料の提出はしない旨述べている。

かかる状況においては、本来、給付を求めたことが違法ではなく返還義務がない場合に、審査請求人が保持し提出できて然るべき書類を審査請求人が提出せず、指導、監査においてもそれを裏付ける資料を確認できなかった以上、上記の処分の理由に係る事実を認定することは十分可能である。

審査請求人においては、該当期間の資料がないことを捉えて、処分庁において立証がないとするものの、当該資料は本来審査請求人が保持して然るべきものであり、かかる状況において、審査請求人の主張を許すと、審査請求人において意図的に資料を廃棄処分することによって、不当な給付を受領した上で、その返還を容易に免れる方法を認めることになり、妥当でない。

(エ) 監査の違法性について

本件には、堺市指定障害児支援事業者等指導及び監査実施要綱（以下「指導及び監査実施要綱」という。）、堺市指定障害児支援事業者等監査実施要領及び堺市指定障害児支援事業者等指導実施要領が適用される。

指導及び監査実施要綱は第 1 条において、指導及び監査に関する基本的事項を定めるものであり、指導監査の手順を定めていることから、これに従って指導・監査がなされている場合には、適法な手続が推定され、少なくとも違法、裁量逸脱とは認められないところとなる。

審査請求人は監査の違法性について様々主張するが、監査の要件違反はなく、監

査は形式的に違法ではないし、実質的な違法性を基礎付ける事情についても審査請求人から合理的な主張立証がない以上、実質的な違法性も認められない。したがって、監査が違法でない以上、監査により取得された証拠は、違法収集証拠ではない。

(オ) 権利濫用ないし裁量逸脱について

① 本件以前に長期に実地指導を行わなかったことについて

事前の実地指導は返還処分の要件ではない。返還処分に当たって、指摘された事項は、実地指導の有無にかかわらず、審査請求人において対応すべきことであり、実地指導がなかったからといって、しなくてもよいものではなく、本来受領できない給付金を受領していたのであるから、返還すべきは当然である。

② 3か月の指定の効力停止処分が重いとの反論について

本件各処分は給付金の返還に係るものであって、指定の効力停止処分と対象を異にしている。さらには、本件各処分の中核となる本件処分1は、指定の効力停止処分以前になされているところからしても、本件においては、本件返還処分に係る要件に該当するかが問題であって本件処分が適法であることには、関連性はない。

③ 人員基準違反のある他の事業者の存在

かかる事情そのものが立証されているわけではないし、仮に立証されていたとしても、審査請求人に対する本件給付が不正請求であって本件処分が適法であることには、関連性はない。

④ 報復的措置であるとの反論について

違法な報復と認めるに足りる証拠はなく、返還処分たる本件処分1（及びそれに続く変更、督促処分）の関係では、それを否定する理由とはならない。

⑤ 威圧的な調査のため、廃業届の提出を余儀なくされたことについて

本件において、威圧的な調査がなされたこと及びそれに基づき廃業を余儀なくされたことや、それが違法であったことを認めるに足りる証拠はなく、返還処分たる本件処分1（及びそれに続く変更、督促処分）の関係では、それを否定する理由とはならない。

(カ) 以上のとおり、本件処分1は適法である。

イ 本件処分2の適法性について

障害児通所給付費（障害児通所給付部分及び加算金部分）の返還処分に係る本件処

分1が適法であることから、これに続く、審査請求人による上記の事業者廃止の届出があったことを踏まえた障害児通所給付部分の返還方法を過誤納付による返還から一括返還による方法に変更する旨の本件処分2も適法である。

ウ 本件処分3の適法性について

本件処分1が適法であることから、本件処分1のうち加算金分について納期限を徒過したことを受けてなされた督促処分たる本件処分3は、適法である。

エ 本件処分4の適法性について

本件処分1及び本件処分2が適法であることから、本件処分2にて一括返還に変更された障害児通所給付金部分について納期限を徒過したことを受けてなされた督促処分たる本件処分4は、適法である。

[根拠]

地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき議会に諮問する必要があるため。

令和4年第1回市議会（定例会）
付議案件綴（その12）

令和4年3月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-21-0083